

## 条例改正案の概要図

号	規制対象行為	改正部分	新たに加わる規制対象行為の内容等
1	つきまとい、 <b>住居等</b> への押し掛け、 <b>住居等</b> の付近でのうろつき、見張り等	第11条において、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所について「 <b>住居等</b> 」と規定しているところ、この「 <b>住居等</b> 」に「 <b>現に所在する場所</b> 」を追加	<p><b>「現に所在する場所」の付近における見張り等</b></p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子供のサッカーの試合を観戦するために訪れていた学校のグラウンド</li> <li>・ 客として訪れていた店舗</li> <li>・ 出演していた演奏会場</li> </ul>
2	監視していると思わせるような事項を告げること	改正なし	
3	面会その他の義務のないことを行うことを要求すること	改正なし	
4	著しく粗野又は乱暴な言動をすること	改正なし	
5	無言電話 拒まれたにもかかわらず、電話、FAX、電子メールの送信等を行うこと等	改正なし 「 <b>文書の送付</b> 」を追加	<p>② <b>拒まれたにもかかわらず、文書を送付する行為</b></p>
6	汚物を送付すること等	改正なし	
7	名誉を害する事項を告げること等	改正なし	
8	性的羞恥心を害する事項を告げること等	改正なし	
9	承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為	<b>新設</b>	<p>③ <b>GPS機器等により相手方の位置情報を取得する行為</b></p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者のスマートフォンを一時的に操作して、当該スマートフォンの画面上に位置情報を表示させて盗み見る行為</li> <li>・ 被害者の自動車に取り付けられたGPS機器等(位置情報が記録されたもの)を回収する行為</li> <li>・ 被害者の所持するGPS機器等により送信された当該機器等に係る位置情報の電磁的記録を、行為者が所持するスマートフォンで受信する行為</li> </ul>
10	承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為	<b>新設</b>	<p>④ <b>GPS機器等を取り付ける等の行為</b></p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者が使用・乗車する自動車の底部にGPS機器等を取り付ける行為</li> <li>・ GPS機器等を取り付けたプレゼントを被害者に交付する行為</li> <li>・ 被害者のカバンのポケットにGPS機器等を差し入れる行為</li> </ul>